

令和7年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和8年1月20日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時05分

【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

【出席委員】

教育長 落合 隆

委 員 野村 浩子

委 員 西井 孝明

教育長職務代理者 芳川 玲子

委 員 森川 多供子

委 員 坂口 緑（オンライン参加）

【出席職員】

教育次長 田中 一平

総務部長 佐藤 佳哉

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 宮川 匡之

学校教育部長 北川 友明

健康給食推進室長 五十嵐 美保子

生涯学習部長 大島 直樹

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課長 細見 勝典

庶務課担当課長 森 達也

庶務課担当係長 江上 史雄

庶務課職員 曾根 一真

教育環境整備推進室担当課長 亀村 豊

教育環境整備推進室担当課長 中村 みゆき

教育環境整備推進室課長補佐 米岡 祐哉

健康給食推進室担当課長 鈴木 徳之

健康給食推進室課長補佐 越野 真澄

健康給食推進室担当課長 片山 美緒

健康給食推進室担当係長 阿部 勇太

生涯学習推進課担当課長 本波 直人

生涯学習推進課長 山口 弘

生涯学習推進課担当係長 飯島 一貴

教職員人事課長 武田 充功

教職員人事課担当係長 郷原 修

庶務課課長補佐 高木 直子

庶務課職員 関橋 正貴

【署名人】

委 員 森川 多供子

委 員 西井 孝明

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【落合教育長】

ただいまから定例会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、坂口委員がオンラインで参加されておりますが、「川崎市教育委員会会議規則」第4条第3項の規定により、坂口委員は会議に出席しているものとみなし、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【落合教育長】

本日の会議は、14時から15時30分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 1名）

【落合教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

それでは異議なしとして、傍聴を許可いたします。

4 議事の入替及び非公開案件

【落合教育長】

本日の日程は、配付のとおりでございますが、順番を入れ替え、報告事項No. 8を報告事項No. 4の次に説明させていただきますので、御了承ください。

また、報告事項No. 4から報告事項No. 12までは、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、議案第25号は、訴訟、審査請求その他の争訟に関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第3号に該当するため、同条ただし書の規定により、非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

＜挙手＞

【落合教育長】

全員挙手です。よって、これらの案件は非公開とすることに決定いたします。

なお、報告事項No. 4から報告事項No. 12までは、期日後に公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

5 署名人

【落合教育長】

本日の会議録署名人について、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

森川委員と西井委員をお願いいたします。

6 報告事項Ⅰ

報告事項No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【落合教育長】

まず、報告事項Ⅰに入ります。

報告事項No. 1「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を庶務課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

それでは報告事項No. 1につきまして御説明申し上げます。

ファイルナンバー01-2、報告事項No. 1資料をお開きください。

初めに、住民基本台帳カードについて御説明申し上げます。

住民基本台帳カードは、各種行政手続について、パソコン・インターネットを通じた電子申請を可能とするものであり、公的な身分証明書として使用されてきました。

平成27年12月末をもって新規交付・更新を終了し、10年後の令和8年1月1日0時をもって全ての住民基本台帳カードの有効期限が切れ、使用することができなくなりました。

続きまして、ファイルナンバー01-1、報告事項No. 1をお開きください。

初めに、1、臨時代理した事項の（1）件名につきましては、川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

(2) 内容につきましては、住民基本台帳カードの廃止に伴い、保有個人情報開示請求書等の開示請求者の本人確認書類項目から住民基本台帳カードを削るものでございます。

(3) 施行期日につきましては、令和8年1月1日としたものでございます。

次に、2、臨時代理を行った日は、令和7年12月26日でございます。

次に、3、臨時代理を行った理由といたしましては、住民基本台帳カードが廃止されることに伴い、令和8年1月1日までに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

報告事項No. 1の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。ただいまの説明に何か御質問、御意見等ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは報告事項No. 1につきましては承認することに賛成の委員は挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は承認することに決定いたします。

報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 2「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を庶務課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 2につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー02-2、報告事項No. 2資料をお開きください。

先に、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての関連資料を御説明申し上げます。

改正内容は三つございまして、その一つ目は、電子署名の定義の追加でございまして、電子署名とは、紙文書での印鑑に相当するもので、電子文書の作成者を証明して、なりすましや改ざんを防止する技術でございます。

今回の改正におきましては、これまで本市からの処分通知等は書面により送付しているところですが、市民等からオンラインで申請があった場合、デジタル化の推進に向け、官職証明書及び職責証明書に基づく電子署名が使用されることも想定されるため、本市におけるオンライン手続で使用される電子署名の定義に位置付けるものでございます。

官職証明書とは、国の行政機関において作成者の職責を証明するものでございます。職責証明

書等は、地方公共団体において作成者の職責を証明するもので、本市はこれを用いて電子文書へ電子署名を行っております。本市での取組といたしましては、下段の図、左枠内の④のところ、秘密鍵で暗号化した電子署名を付与された業務所管課が、⑤で電子署名付きの電子文書、処分通知等を利用者に送信し、利用者が⑥⑦⑧で、その電子署名、職責証明書の有効性を確認し、公開鍵で復号できれば、その電子文書は川崎市からのものと確認、といった流れとなります。

次のページにまいりまして、改正内容の二つ目は、申請における住民票の写し等の添付省略、スマートフォン搭載の利用でございまして、マイナンバーカードが保有している氏名、生年月日、住所等の基本情報をスマートフォンに搭載して、相手方に提供できることを利用して、本市への行政手続の際に、住民票の写し等の添付を省略できるようにするものでございます。

次のページにまいりまして、改正内容の三つ目は、申請における登記事項証明書の添付省略、登記情報連携の利用でございまして、こちらの図の左側にお示しのとおり、行政機関等が国のシステムにより登記情報が確認できることを利用して、法令に基づく手続に加えて、本市の条例・規則に基づく手続においても、商業・法人登記または不動産登記の登記事項証明書の添付を求めているものについて、これらの添付を省略できるようにするものでございます。

続きまして、ファイルナンバー 02-1、報告事項 No. 2 をお開きください。

初めに、1、臨時代理した事項の（1）件名、（2）内容はお示しのとおりでございまして、電子署名の定義の追加、スマートフォン搭載を利用した申請における住民票の写し等の添付省略、登記情報連携システムを利用した申請における登記事項証明書の添付省略に係る規定の整備を行うものでございます。

（3）施行期日につきましては、令和7年12月26日としたものでございます。

次に、2、臨時代理を行った日は、令和7年12月26日でございます。

次に、3、臨時代理を行った理由といたしましては、全庁的に令和7年12月末までに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

報告事項 No. 2 の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。ただいまの説明、御質問、御意見等ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは報告事項 No. 2 につきましては、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は承認することに決定いたします。

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項Ｎｏ．３「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を庶務課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

それでは、報告事項Ｎｏ．３につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー０３、報告事項Ｎｏ．３をお開きください。

初めに、１、臨時代理した事項の（１）件目につきましては、川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

（２）内容につきましては、川崎市附属機関設置条例の改正に伴い、指導課の事務分掌に、学校事故等詳細調査委員会に関することを追加するものでございます。

（３）施行期日につきましては、令和７年１２月２６日としたものでございます。

次に、２、臨時代理を行った日は、令和７年１２月２６日でございます。

次に、３、臨時代理を行った理由といたしましては、令和７年１２月２６日に川崎市附属機関設置条例の改正条例が公布・施行されることに伴い、規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

報告事項Ｎｏ．３の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。ただいまの御説明、質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは報告事項Ｎｏ．３につきましては、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は承認することに決定いたします。

傍聴人の方に申し上げます。これからは非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第６条の規定に基づき、傍聴人の方は、御退室くださるようお願いいたします。

７ 報告事項Ⅱ

報告事項Ｎｏ．４ 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について

【落合教育長】

続いて報告事項Ⅱに入ります。

報告事項Ｎｏ．４「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について」の説明を教育環境整備推進室担当課長からお願いします。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

お手元の資料ファイルナンバー04-1を御覧ください。川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更についてでございます。

報告事項No. 4は、令和6年3月18日に市議会で議決を受けた川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の一部を変更するものでございます。

変更内容といたしましては、契約金額「271億6,913万8,618円」を「280億2,692万7,154円」に変更するものでございます。

お手元の資料のファイルナンバー04-2を御覧ください。川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更についてでございます。

1、サービス対価の仕組みでございますが、本事業におけるサービス対価の構成につきましては、サービス対価Aは、設計・施工等、サービス対価Bは、維持管理の対価でございます。また、この度、対象室の変更に伴う改定と物価変動に基づく改定が生じていることから、これらを併せて実施し、契約金額を変更するものでございます。

2ページを御覧ください。2、サービス対価の改定でございますが、(1)対象室数の変更に伴う改定につきましては、本事業で更新や新設を予定していた室の中で、故障等により更新が必要になり、市側で更新を行った場合や、児童生徒数の増加等の理由により市側で教室転用工事を併せて新設した場合などは、対象室数について改定を行う必要がございます。

サービス対価Aは、更新及び新設の対象室の減少に伴い、契約金額が約5,500万円減少いたします。また、サービス対価Bは、市側で整備した空調が増えたこと等により、維持管理が必要な対象室が増加したことから、約6,000万円増加いたします。

3ページを御覧ください。(2)物価変動に基づく改定についてでございますが、指標値が1.5%を超える変動があった場合に改定することとしており、サービス対価Aに係る変動率は4.06%、サービス対価Bに係る変動率は3.48%であったことから、改定を行うものでございます。

4ページを御覧ください。イ、改定対象費用についてでございますが、サービス対価Aの令和7年度改定対象費用は、約126億円で、サービス対価Bの令和7年度改定対象費用は約72億円でございます。

また、ウ、物価変動改定の計算方法につきましては記載のとおりでございます。

5ページを御覧ください。サービス対価Aは、改定率が1.026となることから、改定後のサービス対価Aは、約175億円で、約3億3,000万円の増額となります。

サービス対価Bは、改定率が1.035となることから、改定後のサービス対価は、約78億円で、約2億5,000万円の増額となります。

6ページを御覧ください。(3)法令変更及び技術進歩に伴う改定についてでございますが、本事業の実施に当たり、省エネ法特定エネルギー消費機器変圧器判断基準の改正への対応及びフロン排出抑制法指定製品制度への対応が必要となるものでございまして、改定額につきましては、下段の表のとおりサービス対価Aは約1億9,000万円、サービス対価Bは約1,000万円の増額でございます。

7ページを御覧ください。3、改定後のサービス対価及び契約金額につきましては、改定後のサービス対価の合計は、280億2,692万7,154円、改定額は約3%増の約8億6,000万円でございます。

また、参考資料として、ファイルナンバー04-3、事業進捗状況についてを添付しております。

すので、併せて御覧ください。

報告は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。空調設備更新整備等事業の契約の変更についての御説明でしたが、今の説明で、御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、報告事項N o. 4は終了といたします。

報告事項N o. 8 訴えの提起について

【落合教育長】

では冒頭に申し上げましたとおり、順番を入れ替えさせていただいております。

次に、報告事項N o. 8「訴えの提起について」の説明を、健康給食推進室担当課長からお願いいたします。

【鈴木健康給食推進室担当課長】

それでは、報告事項N o. 8「訴えの提起について」を御説明いたしますので、ファイルナンバー06-1、報告事項N o. 8のファイルをお開きください。

本議案は、本市が行った学校給食費の支払いに係る支払督促の申立てについて、民事訴訟法第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされることになったため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、概要を御説明いたしますので、ファイルナンバー06-2、報告事項N o. 8資料のファイルをお開きください。

1、事件の概要でございますが、被告は、市立学校において学校給食を受ける者の保護者でございます。これまで多額の学校給食費を滞納しており、本市から再三にわたり催告をいたしましたが、納付には至りませんでした。そこで、本市は、令和7年11月7日付けで被告に対して、法的措置実施予告書を送付し、同月20日までに滞納額を完納しない場合は、川崎簡易裁判所書記官に支払督促の申立てを行う旨を通知いたしましたが、期限までに納付がなされませんでしたので、12月16日に川崎簡易裁判所書記官に、支払督促の申立てを行いました。これに対し、令和8年1月5日に、被告から督促異議の申立てがなされたことから、訴えの提起があったものとみなされることとなりました。引き続き訴訟において、本件学校給食費の支払いを請求するため、議会の議決を求めるものでございます。

左下には、本件で支払いを請求した学校給食費の概要を掲載しております。本件では、市立中学校在籍の生徒2名に係る学校給食費を請求しており、対象となる学校給食費は令和3年6月から令和7年10月の支払分でございまして、これは、令和3年4月から令和7年10月までに受けた学校給食分でございます。また、滞納額は合計で、42万9,220円となっております。

続きまして、2、本市の請求の要旨及び被告の督促異議申立内容でございますが、(1)本市の請求の要旨は、被告に、夫婦で連帯して、本件学校給食費の支払いを求めるものでございます。これに対して、(2)被告の督促異議申立内容でございますが、本件学校給食費について、月当た

り2万円ずつ分割で支払うことを希望するというものでございます。

なお、支払督促におきましては、債務の不存在や、誤認、請求額の誤りなどを主張した場合のほか、一括ではなく分割での支払いを希望した場合についても、督促異議として扱われるものでございます。

続きまして、3、今後の対応でございますが、まず、市議会において本件に係る議決をいただいた後に、訴訟に係る書類等を裁判所に提出し、引き続き訴訟において被告に対し、本件学校給食費の支払いを請求いたします。被告は、分割での支払いを希望しておりますので、訴訟では、分割支払いに係る和解が成立する可能性がございます。この場合は、市長が専決処分を行い、その後、市議会に報告いたします。和解が成立しなかった場合には、裁判所の確定判決による債務名義取得後に、強制執行の手続を行いたいと考えております。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。こちらは、支払督促の手続の流れについてお示ししたものでございます。

資料の下段に、学校給食に関する支払督促手続の流れをお示ししておりますので、後ほど御参照ください。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。こちらは、学校給食費の収入未済額の状況をお示ししております。

令和7年12月末時点での収入未済額は約6,490万円、令和6年度以前の滞納がある世帯は、704世帯であり、そのうち令和3年度からの継続的な滞納がある世帯は70世帯となっております。債権対策の取組により、年度当初と比較して過年度分の収入未済額が圧縮されておりますが、継続的な滞納がある世帯については、更なる対応の強化が必要であると考えております。

資料下段には、滞納者数と過年度分の収入未済額の推移のグラフと、債権対策の流れについてお示ししておりますので、参考として御覧いただければと思います。

最後に、資料の4ページを御覧ください。こちらは、今年度の学校給食費に係る支払督促の実施状況についてお示ししております。

まず、1、支払督促申立ての対象者選定についてでございますが、今年度の支払督促の申立てを行う対象者は、(1)複数年度にわたる継続的な滞納があること、(2)再三にわたる催告を行っても納付に応じないことに該当する世帯について、滞納額、滞納期間、対象世帯の経済状況等を考慮して選定した22世帯のうち、法的措置実施報告書を送付しても、なお納付等の対応がなかった11世帯について支払督促の申立てを行いました。

続きまして、2、支払督促の実施状況についてでございますが、こちらは、今年度、支払督促の申立てを行った11世帯についての実施状況をお示したものでございます。

今回、議案対象となった対象者No.1の世帯以外は現在も支払督促の手続が継続中でございますので、これらの方から督促の申立てがなされた場合は、委員の皆様に変更して報告させていただきます。

報告事項No.8の説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。いわゆる学校給食費の滞納分ですね。支払督促に対する異議申立て、それに対する訴訟対応ということの説明でしたが、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

森川委員、お願いいたします。

【森川委員】

御説明ありがとうございます。意見ではなく質問なので教えてください。給食費滞納をしている御家庭は、その他の御連絡のときも、学校からの電話も出ないという方が多いので、現場の御苦労は相当なものだと思います。ただ、それが日々の子どもたちの学びに影を落とすことがないように願っていますが、ちょっと質問なんです、再三にわたる催告の、電話10回以上文書30回以上の、この電話は、誰がしてくださっているのでしょうか。

【鈴木健康給食推進担当課長】

お答えいたします。こういった催告の電話に関しましては、健康給食推進室の会計担当の職員が、学校にお任せするのではなくて、教育委員会事務局の健康給食推進室の担当職員が行っております。

以上でございます。

【森川委員】

文書のほうも、そちらのほうを担当していただいているという話なんですね。

【鈴木健康給食推進室担当課長】

はい、おっしゃるとおりでございます。

【森川委員】

ありがとうございます。

【落合教育長】

ほかはございますでしょうか。

西井委員、お願いします。

【西井委員】

質問なんですけれども、最後のところ、11名のリストがございますけれども、その中で今回、回収をやっていらっしゃる方の記載の中に、申立てのところに、令和8年1月6日のときには父のみ、1月5日異議申立てのところは母のみと括弧付きで書いていますけれども、この意味はどういうことですか。

【鈴木健康給食推進担当課長】

お答えいたします。こちら御夫婦でいらっしゃるしまして、それぞれに支払督促の申立てを私も行っております。異議申立ては、これはどちらか一方の方だけ申立てが出たということでございまして、異議申立てが出ますと、支払督促は2段階になっておりまして、まず支払督促の申立てを行いまして、それが2週間以内に送達された後、翌日から起算して2週間以内に異議申立てがない場合は、仮執行宣言付きの支払督促申立てを行うという、そういう流れになっております。

この方に関しましては、お二方ですね、支払督促を送達いたしましたところ、お母様だけから、異議申立てがございまして、ですので異議申立てが出た時点で、そのまま仮執行宣言付きの支払い督促の申立てができなくなりますので、お母様に関しては、支払仮執行宣言付きの異議申立て、督促の申立てを行う。お父様に対してのみ、仮執行宣言付きの支払督促の申立てを行ったというものでございます。

以上でございます。

【落合教育長】

よろしいですか。

【西井委員】

そうすると、この後、簡易裁判所の係争ですけれども、対象者は変わってしまうのですか。

【鈴木健康給食推進室担当課長】

お答えいたします。異議申立てが出た方についてのみ、訴訟で次に移行いたしますので、今回は、被告として私ども川崎市が、原告として相手方とするのは、お母さんのみということでございます。

【西井委員】

そのときに、お父様のほうから、仮執行宣言付支払督促に対して、対応するというふうになった場合は、どうするのですか。

【鈴木健康給食推進室担当課長】

お答えいたします。今の御質問でございますけれども、仮執行宣言付支払督促に対して、お父様から異議申立てがあった場合でございます。その場合、お父様に関しましても、訴訟に移行いたします。その場合、また、議案としてお願いすることになりますので、また改めて報告をさせていただきます。

以上でございます。

【西井委員】

最後の質問がちょっと違ってまして、お父様のほうが、仮執行宣言付支払督促というのか、これに対しては返事をいただいていない、2万円ずつというのは先ほど、2万円ずつ返させてくれないかということとどう関係してくるんですか。そのところがよく分からなくて。

【鈴木健康給食推進室担当課長】

申し訳ございません。お答えいたします。あくまでも2万円ずつお支払いいただくというのは、お母様だけからお返事いただいているものでございまして、お父様から特段の返事はいただいております。

以上でございます。

【落合教育長】

よろしいでしょうか。ちょっと複雑ですね。

【鈴木健康給食推進室担当課長】

多少の建付けを御説明しますと、学校給食費は、保護者の方が連帯債務ということでございますので、本市といたしましては、どちらに対しても全額を請求できるということになります。

もちろんどちらか一方からお支払いをいただければ、その段階で追加でお二人から二重取りということは、もちろんできないのですけれども、お支払いがない場合はどちらに対しても請求ができるということになります。

本市といたしましては、それぞれ三者別々に、一応は御夫婦であっても、債務者としては別になりますので、お二人に対して、支払督促を申立て。それに対して、どちらかが異議を出すかどうかというのは、お二人一緒に出す必要はございませんので、どうしても個別の扱いになっていきます。ただ、場合によっては、お二人から何かお話があった可能性がございますけれども、そこはちょっと私どもでは承知はしておりませんので、今回の異議は、お母様のみから出ておりますけれども、お父様の御了解を得たという可能性はもちろございます。

今後、どのように支払手続が進むかといいますと、お母様だけが、今、被告になっておりますけれども、訴訟の段階で、和解のほうの可能性もございますから、その場合に、例えば、お父様も参加するというような可能性ももちろございます。

要領を得ない説明で申し訳ございません。

【西井委員】

すみません、別の質問です。訴訟費用の負担はどうなりますか。

【鈴木健康給食推進室担当課長】

お答えいたします。訴訟に関してもいろいろございまして、一般には、訴訟事務の流れから言いますと、通常は、訴訟に敗訴された方が負担することになります。ただ、和解になりますと、またちょっと変わってまいりますので、それは裁判所と通した、被告との話合いということになります。

以上でございます。

【西井委員】

敗訴ははっきりしているんですけれどね。和解の場合は、過去に川崎市はどのように対応しているんですか。

【鈴木健康給食推進室担当課長】

お答えいたします。訴訟費用と申しますと、例えば、手続の費用ですとか、訴状に貼られる収入印紙の費用ですとか、そういったものになりますので、それについては、これまでの、私どもの健康給食推進室の学校給食費に係る和解に関しましては、これは相手方に御負担をいただいております。

【落合教育長】

ほかの先生、いかがですか。

森川委員、どうぞ。

【森川委員】

教えていただきたいのですが、特に資力があるにもかかわらず、滞納が長期継続化というものがあるんですけれども、資力があるとかないとか、高額化という基準、今、見た目では分からないじゃないですか。資力がなくても、その親が洋服にお金をかけているお家も多いし、ひと昔前とは違って、なので、この判断は、私が想像したのは、例えば、地域支援課だとか、ああいうところの介入のないということが、資力があるとみなすという理解でよろしいでしょうか。

【鈴木健康給食推進室担当課長】

お答えいたします。いろいろ個人情報の縛りがございますので、私どもとしても、いろいろなかな情報を集めている部分はございますけれども、ただ、例えば、生活保護の、扶助の記録がある方、年度ごとの認定になってしまったりする場合がございますので、そのときの年度には認定がなくとも、違う年度には認定があったとか、そういったような方々は、お支払いが難しいというふうに私どもで判断をして、除いております。

【森川委員】

難しいお仕事ですね。分かりました。ありがとうございます。

【落合教育長】

そのほかの点はいかがでしょう。これについてはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 8は、終了といたします。

報告事項No. 5 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

報告事項No. 6 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

報告事項No. 7 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

【落合教育長】

では、議事をお戻りいただきまして、飛ばしました、報告事項No. 5から入りたいと思います。

報告事項No. 5「(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、報告事項No. 6「(仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」及び報告事項No. 7「(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」ですが、これらはいずれも学校給食センター整備等事業の契約の変更についての報告になりますので、一括して説明を受けることに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

異議なしとして、一括して説明を求めます。それでは、健康給食推進担当課長からお願いします。

【片山健康給食推進室担当課長】

それでは、学校給食センター整備等事業の契約の変更について御説明いたします。

ファイルナンバー05-1、報告事項No. 5・6・7のファイルをお開きください。

報告事項No. 5は、南部学校給食センターでございまして、平成27年10月14日に市議会で議決を受けた（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の一部を変更するものでございます。

変更内容は、変更金額「155億6,704万8,471円」を「156億3,910万7,772円」に変更するものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

11、変更理由でございしますが、事業契約書第71条の規定等に基づき、物価変動による契約金額の変更を行うものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

報告事項No. 6は、中部学校給食センターでございます。同様に契約の一部を変更するものでございます。

変更内容は、契約金額「113億2,634万6,349円」を「113億8,183万5,236円」に変更するものでございまして、変更理由は、報告事項No. 5と同様でございます。

次に9ページを御覧ください。

報告事項No. 7は、北部学校給食センターでございます。同様に契約の一部を変更するものでございます。

変更内容は、契約金額「81億6,608万520円」を「82億501万9,862円」に変更するものでございまして、変更理由は、報告事項No. 5と同様でございます。

変更内容等の詳細につきましては、ファイルナンバー05-2、報告事項No. 5・6・7資料で一括して御説明いたしますので、ファイルナンバー05-2のファイルをお開きください。

初めに、1、サービス購入料の仕組みでございます。

本事業はPFI事業手法を用いて、施設の設計・建設業務から完成後の施設の維持管理・運営業務までを実施しております。

業務ごとのサービス購入料の構成は、表に記載のとおり、給食センターの設計・建設業務のうち、一括払のサービス購入料A、割賦払いのサービス購入料B、開業準備業務のサービス購入料C、給食センターの維持管理・運営業務のうち、固定料金のサービス購入料D、変動料金のサービス購入料Eで構成されております。

次に、2ページを御覧ください。

2、サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定でございます。

初めに、（1）改定率でございしますが、サービス購入料D、固定料金及びサービス購入料E、変動料金については、契約締結年度の平成27年度と支払い対象となる令和8年度の維持管理・運

営を行う前々年度4月が属する年、つまり、令和6年度の対象となる価格指数の年度平均指数を比較し、1.5%を超える変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしております。

中段の表を御覧ください。

今回、改定の対象となる費用は、サービス購入料D、固定料金の維持管理費相当額と運営費相当額のうち、光熱水費相当分以外、電気代相当分及びガス代相当分並びにサービス購入料E、変動料金の献立料金単価のうち、光熱水費相当分以外、電気代相当分及びガス代相当分であり、改定率については表に記載のとおりでございます。

なお、サービス購入料D、固定料金及びサービス購入料E、変動料金の上下水道相当分については、改定率が1.5%以下となっておりますので、改定は行いません。

次に、(2)改定の計算方法でございますが、改定後の各費用は、改定前の対象費用に、令和6年度価格指数を平成27年度価格指数で除した価格指数比を乗じて算出するものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

3、改定後の各サービス購入料及び契約金額でございます。

初めに、(1)南部学校給食センターでございますが、サービス購入料Dの改定額は表に記載のとおりでございます。表の一番下の行、サービス購入料D総額を御覧ください。

改定対象費用「89億7,837万8,179円」を「90億4,203万4,920円」に変更し、「6,365万6,741円」の増額を行うものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

サービス購入料Eでございます。改定額は表に記載のとおりでございます。表の一番下の行、サービス購入料E総額を御覧ください。

改定対象費用「2億7,286万2,374円」を「2億7,471万4,090円」に変更し、「185万1,716円」の増額を行うものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

改定後の各サービス購入料及び契約金額でございます。表の一番下の行、合計を御覧ください。

各サービス購入料に消費税を加えて、税込み合計で現在の契約金額「155億6,704万8,471円」を「156億3,910万7,772円」に変更し、「7,205万9,301円」の増額を行うものでございます。

次ページ以降は、中部校給食センター及び北部学校給食センターの改定額等でございますが、算出方法等は先ほど御説明した南部学校給食センターと同様でございますので、後ほど御参照ください。

報告事項No. 5・6・7の説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。いずれも物価変動による契約金額の変更ということです。何か御質問、御意見ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは報告事項No. 5からNo. 7までは終了いたします。

報告事項No. 9 労働会館改修工事請負契約の変更について

報告事項No. 10 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について

報告事項No. 11 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について

報告事項No. 12 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 9「労働会館改修工事請負契約の変更について」、報告事項No. 10「労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について」、報告事項No. 11「労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について」及び報告事項No. 12「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」ですが、これらはいずれも労働会館改修工事についての報告となりますので、一括して説明を受けることに異議はないでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

異議なしとして、一括して説明を求めます。

それでは生涯学習推進課担当課長からお願いします。

【本波生涯学習推進課担当課長】

それでは、説明いたしますので、ファイルナンバー07-1、報告事項No. 9・10・11・12の1ページを御覧ください。

こちらのファイルは、令和8年第1回川崎市議会定例会に提出する議案書でございまして、令和7年11月18日の教育委員会会議で御報告いたしました、「工事着手後に新築時の設計図と既存躯体の位置・形状などの一部が異なっていること等が確認されたことによる対応」のため、契約金額の変更議案を上程するとともに、完成期限の変更を報告するものでございます。

詳細は、ファイルナンバー07-2で御説明させていただきますので、ファイルナンバー07-2、報告事項No. 9・10・11・12資料の1ページを御覧ください。

労働会館改修工事請負契約の変更について、1、工事概要についてでございますが、川崎市立労働会館と川崎市教育文化会館の再編整備に併せて、現在の労働会館を大規模改修し、川崎市川崎市民館・労働会館を設置するものでございます。

次に、2、昨年度までの工事請負契約の変更に関する経過についてでございますが、下の表の赤枠、工事名称で、米印を付した議決を要する3件の工事を含めた、6件の工事請負契約を令和6年3月に締結し、同年4月に工事着手いたしました。

その後、同年6月に敷地内に地中埋設物が確認されたため、令和6年度内に、埋設物の除却等に伴う工期延長と工事費等の増額の変更契約を締結したところでございます。

2ページを御覧ください。

3、工事請負契約の変更理由についてでございますが、(1)インフレスライドへの対応につきましては、労働会館改修工事等は、川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項に定めるインフレスライドの対象となっており、受注者との協議により、インフレスライドの基準日を令

和7年4月とし、金額が確定したため、契約金額の変更を行うものです。

次に、(2) 設計内容及び仕様の変更への対応につきましては、工事着手後に新築時の設計図と既存躯体の位置・形状などの一部が異なっていること等が確認され、構造の再検討、設備設計、補修方法及び施工方法の見直しが必要となったことから、耐震補強工事の増工が生じるとともに、配管貫通孔の位置等の検討に多くの時間を要したことに伴い、契約金額及び完成期限の変更が必要となります。

3 ページを御覧ください。

4、工事請負契約の変更についてでございますが、(1) 契約金額につきましては、議決を要する三つの工事について、当初の契約金額、現在の契約金額、今回の契約金額を表でお示ししてございます。

まず、労働会館改修工事についてでございますが、現在の契約金額「45億4,508万2,300円」を、赤字でお示ししております「59億6,771万8,900円」に変更いたします。

次に、労働会館改修電気設備工事につきましては、現在の契約金額「14億6,116万7,400円」を、「18億2,629万8,100円」に変更いたします。

次に、労働会館改修空調設備その他工事につきましては、現在の契約金額「19億2,069万7,900円」を、「27億316万7,500円」に変更いたします。

また、表の右側に、増額金額の内訳として、インフレスライド、設計変更、工期延長に伴う共通費の金額を、それぞれお示ししております。

(2) 完成期限につきましては、令和8年7月31日から令和9年8月31日に変更するものでございまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分により、変更契約を令和7年12月25日に締結したところでございます。

こちらにつきましては、下の米印の注釈のとおり、市議会へ報告いたします。

なお、参考資料として、5 ページに、1、工事請負契約等の変更について、6 ページに、2、スケジュールについて、7 ページに、これまでの労働会館及び教育文化会館の再編整備に係る経過についてを添付しておりますので、後ほど御覧ください。

説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。労働会館改修工事等の請負契約変更ということで、昨年度までの経過や変更理由、あるいは金額や完成期限等について御説明がございましたが、質問、御意見ございますでしょうか。

坂口委員、お願いします。

【坂口委員】

ありがとうございます。こちら何度も契約の見直しをして、また、工期も延長しているということで心配している案件の一つかなというふうに思います。1点、教えていただきたいんですが、今、御説明いただいた資料の4の表、工事請負契約等の変更についてというところで、3段目、3行目になるんでしょうか。空調等の設備工事の欄なんですが、今回の増額金額というところで、約7.8億円というふうに出ています。そのうちインフレスライド、こちらも仕方ないものです

よね。1. 2億円で、工事延長の共通費で6. 6億円というふうに示されています。

設計の変更があったり、工事全体が遅れるということで、工事の延長の費用がかさむというのはよく分かるんですけども、それは改修工事全体の話なのかなというふうにちょっと聞いていたんですが、中の空調の設備だったり、その他というふうになっているので、ちょっと何か分からないんですが、順番にできていって、それでもその土台ができて、その後に入る工事かもしれない、この空調の設備に関しても、やはり工事の延長ということでかなりの金額が増額されているというのを確認したんですが、これはどうしてなのでしょう。もし分かれば教えてください。

【飯島生涯学習推進課担当係長】

工事の共通費につきましては、工事の契約期間ですね。現場の代理人ですとか、皆さんが拘束されていますので、管理費というような形で、経費などはかかってきておりまして、この工事期間によって、さっき言った算定方法における算出されるものであります。ですので、空調設備のところが、乗り込み自体は、いわゆる現場ができてからの現場着手になるんですけども、その全体での施工検討ですとかというような作業が発生してきておりますことから、工事期間が延長することに伴って、同時に共通費の算定方法ですね。工期に伴う算定になりますので、伸びるほど、やっぱり増額になってしまうというような現場が着手には至らなくても、全体の検討などで時間を要している状況なので、基準の算定方法にのっとって算出されているものでございます。

【坂口委員】

はい、分かりました。ありがとうございます。

【落合委員長】

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

野村委員どうぞ。

【野村委員】

このままでは議事録上、私たちはこれでいいと思ってしまうということが残ることに対してのささやかな抵抗といいますか、私自身は、これで本当に心からいいと思っていないということは、形として示しておきたいという意味もあり、マイクを取りました。想定外の構造上の問題ということもありますし、この物価高という時代的な背景もあって、致し方ないということは分かっているんですが、この話は、もうここまで進んでしまったので、どうにもならないものではあると思うんですけども、例えば、造る建設物によっては、一度に完成させなければいけない学校のようなものもあれば、こうした会館でしたら、必須の機能だけをまず備えて、あとは利用状況に応じて、段階的に手を加えていくことができないかとか、予算拡大に伴って、一度見直しをして、縮小して、もう少し予算を圧縮できないか検討するですとか、柔軟性を持てる行政だともっといいなという思いはどこかにあります。

これを覆すことができないことは理解しているんですが、想定外の構造物が出てくるというようなことがないように、基礎的な調査をもっとしっかりすることと、滑り出した以上、予算を後出しでいくことでしか成果を出せない行政ではなくて、本当に必要な機能、未来に残して

いく箱物として、本当にここまでの規模のものが必要なのかというところに関して、もうちょっと立ち返る行政でありたいなという意見を述べさせていただきたいなと思います。

【落合教育長】

続いて、森川委員、お願いします。

【森川委員】

私もささやかな抵抗で。これは結局、御利用されるのは地域の方たちだと思うんですけども、代表とかしていたときに、使える施設ができると、代替の場所を探すんですよ。初年度、何で使えないのかなというので。翌年になっていくと、そもそも代替の場所でいいんじゃないかになっていって、何年かたつと、もうそちらでうまくやっけてしまうんですよ。これ、どんどん延びていって、どんどんどんどん延びていったら、もはやこの建物なんてみたいなの、ああ、あったねという立ち位置になるのがすごく恐ろしい。こんなにお金かけて造ってくれたけれども、でも、何とかの祭りはあっちでやっているよね。イベントはこっちでやっているよねとなってしまうがちで、現にそうやって、地域を盛り上げていく、つないでいくための行事は待ったなしなので、みんな一生懸命探すので、そんなことのないように、もう延長、延長とか、増額、増額とか、私は、もう本当にこれで最後にしていただきたいと、御苦労があるのも分かっているんですけど、皆様が増やしている訳ではないとももちろん思っておりますが、何でやっているか分からなくなってしまう工事にならないでほしいなと心から願っております。

【落合教育長】

貴重な御意見ありがとうございます。

西井委員、お願いします。

【西井委員】

先ほど、しょうがないんですよとつぶやきましたけれども、これは振り返っていって、実際この111億2,000万円で工期を延長して、何回目ですかね。

これは振り返って、プロセスがおかしかったんじゃないかということで、住民訴訟を起こされる可能性があると思っています。いや、振り返って2倍以上。しかも大幅に動いている。そのところはどうか。

【本波生涯学習推進課担当課長】

市民の方々の御理解を含めて、この件については、かなり厳しい御意見、御指摘をいただいているところではございます。

ただ、訴訟というような側面でのお話があったり、あるいは我々も検討も含めて、まだそういったことは考えていません。想定もしておりませんけれども、ただ、今後検証する中では、そういった御指摘も踏まえて、しっかり三局での、あるいは庁内での検証ということでは、しっかり共有していきたいなというふうに思っております。

【西井委員】

ぜひ、振り返って検証するということではなくて、可能性はどのぐらいあるのかという質問なので、それについては、他の自治体の事例等を検討いただいて、御報告をいただきたいなというふうに思います。可能性としては、議会に諮られるときに、その可能性については、やっぱり我々、事務局方としても、押さえておかなきゃいけないじゃないですか。それでその部分については、どのぐらいリスクがありますということは踏まえて、議決をいただかなければいけない案件かなというふうに思います。

【落合教育長】

御意見ありがとうございます。それをしっかり受け止めていきたいと思いますが、ほかはいかがでしょうか。

内容的にはよくないという気がするというのが、委員さんたちの率直な意見ですが、想定外のこと起きて、延長、延長、増額、増額、これが起きないように、これを教訓にして、次に生かしていくという辺り。この報告については、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それではまとめてやってしまいましたが、報告事項No. 9から12までは終了といたします。

8 議事事項

議案第25号 免職処分取消請求控訴事件について

武田教職員人事課長が説明した。

落合教育長が会議に諮った結果、議案第25号は原案のとおり可決された。

9 閉会宣言

【落合教育長】

以上をもちまして、本日の定例会は終了といたします。お疲れさまでした。

(15時05分 閉会)